

# 希望ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定

平成30年2月26日改定

平成31年4月1日改定

令和2年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和5年4月1日改定

令和6年4月8日改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うこととする。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、研修等を通して、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めていくこととする。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域、家庭をはじめ、状況に応じて、学校カウンセラー、児童相談所、警察署、教育委員会、その他の関係者の連携の下いじめの問題を克服することを目指して行うこととする。学校と保護者がパートナーとして子どもに寄り添い、社会全体で子どもに関わっていくことが必要である。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任教諭（特別支援教育コーディネーター兼務）、養護教諭、学年・個別支援級から1名

※必要に応じて心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーなど）の参加を求める。

## (2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。
- ・重大ないじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校として組織的に対応方針を決定する。（重大ではないと判断した場合は、関係職員のみで対応を考え、その後、対策委員会の構成員に伝える。）
- ・会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## (3) 委員会の活動内容

### ①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進する。
- ・児童生及び保護者に「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を周知する。

### ②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録・共有をする。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援（いじめを受けた児童のつらい気持ちにしっかりと寄り添う。）、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

### ③取組の検証

- ・「希望ヶ丘小学校学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・「希望ヶ丘小学校学校いじめ防止基本方針」の年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。
- ・「希望ヶ丘小学校学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と「希望ヶ丘小学校学校いじめ防止基本方針」の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）をする。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

- ・学級を基盤とする豊かな心の育成と人間関係を大切にした学級経営をする。
- ・あいさつ運動や一人ひとりの個性を認めたり自分自身の行動をふり返ったりする活動の実施など、児童の主体的な取組への支援をする。
- ・児童の「わかる」「楽しい」を大切にした授業を実施する。
- ・自己肯定感を育むための人権教育、道徳教育を推進する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。
- ・「横浜子ども会議」に取り組む。
- ・犯罪防止教室を実施する。

### (2) いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修を実施する。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）を行う。

- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- ・定期的な「子ども面談」（児童との面談）を実施する。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- ・保護者、地域、関係機関との連携を図る。

### (3) いじめに対する措置

- ・「学校いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録をする。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援をする。
- ・保護者、警察署等関係機関との連携を図る。

### (4) いじめの解消

#### 《いじめの解消の要件》

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するよう努める。「学校いじめ防止対策委員会」において、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担等を確認し、確実に実行する。

加えて、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察していく。

### (5) 教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある児童同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高めるため、実践的な研修（児童生徒理解研修等の推進）や、法の確実な運用を行うための研修等を行う。

### (6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「南希望が丘中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組んでいく。

### (7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「希望ヶ丘小学校いじめ防止基本方針」の確認</li> <li>・組織の役割分担</li> <li>・児童情報引継ぎ</li> <li>・学年集会</li> <li>・子ども面談① ※アンケートはしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式</li> <li>・PTA 実行委員会</li> <li>・学年・学級懇談会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南希望が丘中学校ブロック連絡会① (校長・教務主任・児童支援専任教諭)</li> <li>・児童理解研修</li> <li>・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施① (記名式アンケート・子ども面談②) ※集約する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域訪問</li> <li>・学校運営協議会① (基本方針説明)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」実施①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校説明会 (方針説明)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども面談③</li> <li>・犯罪防止教室（全学年）</li> <li>・横浜子ども会議①（全校・校内）</li> <li>・南希望が丘中学校ブロック小中合同授業研究会①</li> <li>・サイバー教室（4～6年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットトラブル防止教室</li> <li>・学校運営協議会②</li> </ul>
7・8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「SOS サインの出し方教育プログラム」実施</li> <li>・横浜子ども会議②（南希望が丘中学校ブロック）</li> <li>・特別支援教育研修</li> <li>・横浜子ども会議③（旭区）</li> <li>・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施② （記名式アンケート・子ども面談④）※集約しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちとともに歩む学校づくり懇話会①（基本方針説明）</li> <li>・保護者面談①</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童理解研修</li> <li>・南希望が丘中学校ブロック連絡会② （校長・教務主任・児童支援専任教諭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談会</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒交流日（6年・南希望が丘中学校ブロック）</li> </ul>	
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会③</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止啓発月間の取組</li> <li>・人権週間（学級での話し合い）</li> <li>・「いじめ解決一斉キャンペーン」アンケート実施 （無記名式アンケート・子ども面談⑤）※集約する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者面談②</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南希望が丘中学校ブロック小中合同授業研究会②</li> <li>・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」実施②</li> <li>・子ども面談⑥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年・学級懇談会</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南希望が丘中学校ブロック連絡会③ （校長・教務主任・児童支援専任教諭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 実行委員会</li> <li>・まちとともに歩む学校づくり懇話会②</li> <li>・学校運営協議会④ （反省・次年度に向けて）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度のふり返り</li> <li>・新年度への引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年・学級懇談会</li> </ul>
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）</li> <li>・南希望が丘中学校ブロック専任会（月1回程度・随時）（各校児童支援・生徒指導専任教諭、学校カウンセラー等）</li> </ul>	